

内灘町門型標識長寿命化修繕計画

令和6年4月

石川県 内灘町

目 次

1. 個別施設計画の策定

- 1-1 背景と目的
- 1-2 本計画の基本方針
- 1-3 対象施設
- 1-4 計画期間

2. 施設の現状

- 2-1 対象施設諸元
- 2-2 定期点検・健全性診断

3. 長寿命化対策の実施

- 3-1 維持管理基準
- 3-2 対策の基本方針
- 3-3 対策の優先度
- 3-4 修繕計画

1. 個別施設計画の策定

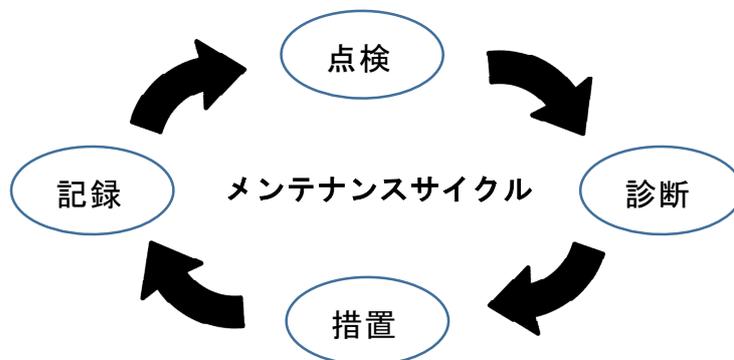
1-1 背景と目的

公共施設の長寿命化を図るため、国において「インフラ長寿命化基本計画」H25.11（基本計画）が策定されました。本町では、この基本計画に基づく、「内灘町公共施設等総合管理計画」H29.3（行動計画）を策定しました。本計画は、行動計画に基づき、道路附属物のうち、門型標識における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、長寿命化修繕計画（個別施設計画）として位置付けます。

定期点検による門型標識の状況把握、計画的な補修を着実に進め、新技術等も積極的に活用することで、点検や長寿命化補修、維持管理に係る費用の縮減を図りつつ、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保していくことを目的としています。

1-2 本計画の基本方針

長寿命化対策の本格実施にあたり、「点検」→「診断」→「措置」→「記録」というメンテナンスサイクルを着実に回し、適切な維持管理に努めていきます。



① 点検

門型標識の点検は、「門型標識等定期点検要領（国土交通省道路局平成31年2月）」に基づき、5年に1度、近接目視を基本とし、施設の状態を確認します。

② 診断

門型標識は、健全性の診断を行い、診断結果により健全度をⅠ～Ⅳに区分します。

③ 措置

点検・健全性の診断の結果に基づき、門型標識の機能や耐久性等を回復させることを目的に、修繕、更新、監視等の対策を行います。

④ 記録

点検結果や補修等の履歴を記録、保存します。

1-3 対象施設

本計画において対象とする施設は、内灘町が管理する門型標識 N=1 基とします。(令和 6 年 3 月末現在)

1-4 計画期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

また、門型標識の状態は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

2. 施設の現状

2-1 対象施設諸元

施設名	路線名	建設年月	道路幅員	所在地
道路標識 (門型式)	(町)幹 11 号 内灘海浜線	平成 26 年 11 月	W=35.0m	内灘町字千鳥台 4 丁目 2-2 地先



写真 1 全景(起点側より)



写真 2 全景(終点側より)

2-2 定期点検・健全性診断

点検年月	判定区分(施設毎)
平成 31 年 2 月	Ⅲ
令和 5 年 8 月	I



写真3 損傷(標識板変形)(表)



写真4 損傷(標識板変形)(裏)

※施設毎の健全性の診断(判定区分Ⅰ～Ⅳ)

門型標識等定期点検要領(国土交通省道路局平成31年2月)より

区分		定義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

3. 長寿命化対策の実施

3-1 維持管理基準

点検・調査の結果に基づいて診断された施設毎の健全性の判定区分により、措置(修繕、更新、監視等)を実施します。維持管理基準として、健全度Ⅲ以上の施設について、次回点検までに対策を実施し、健全度Ⅱ以下を目標とします。

3-2 対策の基本方針

措置(修繕、更新、監視等)は施設の状況により決定しますが、基本方針は以下のとおりとします。

- (1) 点検、診断結果に基づく判定区分に応じて措置を講じます。
- (2) 門型標識は、ほとんどが鋼部材であり、計画的な修繕による延命が見込まれることから、基本的には修繕による措置を検討します。

- (3) 施設の更新は、修繕による延命など実施可能な措置方法とライフサイクルコスト経済比較を行った上で、安価な場合に採用します。
- (4) 周辺環境の変化等により施設が不要となった場合は、速やかに撤去を検討します。

3-3 対策の優先度

措置（修繕、更新、監視等）を実施すべき施設の優先度は、施設の健全度や、第三者への影響度等から判断します。点検・詳細調査・補修等によって、状況が変化した場合には、優先度の見直しを行います。

3-4 修繕計画

計画的な維持管理を行う為に必要な予算確保の観点を考慮し、施設修繕の年次計画を定めることとします。（別紙1参照）

4-1 新技術等の活用

定期点検や修繕等の実施にあたり、費用の縮減や事業の効率化を図るため「点検支援技術性能カタログ（案）」や「新技術情報提供システム（NETIS）」に掲載されている技術や、材料その他近接目視点検を充実・補完・代替する技術などの活用を検討します。

4-2 費用縮減に関する基本的な方針

ライフサイクルコストの縮減が可能となる予防保全型の維持管理を行うため、長寿命化修繕計画を随時更新するとともに、Ⅱ判定損傷の補修を実施することで、長期的な維持管理にかかる費用の縮減を図ります。

また、新技術・新材料等の活用により事業の効率化やコスト縮減に努めます。

5 新技術等の活用

定期点検において、5年間で門型標識1基に、支柱路面境界部以下の変状を非破壊で検出できる新技術を活用することで、従来技術と比べて、5年間で約30万円程度の費用縮減が期待されます。

(別紙 1)

No	施設名	路線名	点検 実施 年度	判定 区分	点検・修繕計画（年度） 【凡例 ◎点検 ○修繕 ●更新 △撤去】				
					R6	R7	R8	R9	R10
1	道路標識 (門型式)	(町)幹 11 号 内灘海浜線	H30	Ⅲ					
			R5	I					◎

過年度修繕実施内容

R4 修繕内容：標識板取替 C=481 千円